

概要版

白井市 地域福祉計画

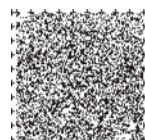
しろい支え愛プラン

ふれあい、育みあい、助けあい、
ともに生きるまち

白 井 市

SHIROI

2 0 1 7



1 白井市地域福祉計画とは

1-1 計画の位置づけ

地域福祉計画とは、地域における人と人とのつながりを基本として、日常的に助けあい、支えあいながら、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていける「地域での支えあいによる福祉（地域福祉）」を実現していくための計画で、本計画は以下のような位置づけにあります。

第1次白井市地域福祉計画をさらに発展させる計画

この計画は、社会福祉法第107条にもとづき平成24（2012）年12月に策定した「白井市地域福祉計画～しろい支え愛プラン～」(以下、「第1次計画」)の計画期間が平成29（2017）年3月で終了することに伴い、本市における地域福祉を第1次計画からさらに発展させることを目的に策定しています。

健康・福祉分野の基幹計画となる計画

平成28（2016）年4月から「ときめきとみどりあふれる快活都市」を将来像とする白井市第5次総合計画（以下、「総合計画」）の計画期間が始まり、その中で本計画は、健康・福祉分野の基幹計画と位置づけられています。

基幹計画は、各行政分野における中核をなす計画であり、各行政分野で策定される個別計画の指針となる計画です。そのため、本計画は、総合計画の将来像を健康・福祉の分野から実現するための計画であるとともに、健康・福祉分野の個別計画における目指すべき姿を指し示す役割も担っています。

白井市社会福祉協議会が策定する「白井市地域福祉活動計画」と協働で進める計画

なお、白井市社会福祉協議会が策定する「白井市地域福祉活動計画」とは、本市の地域福祉を推進するため、本計画のめざす姿を共有し、協働して進めていく関係にあります。

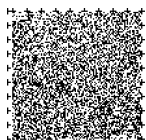
1-2 計画の期間

本計画の計画期間は、第5次総合計画の基本構想と計画期間を合わせるため、平成29（2017）年度から平成37（2025）年度までの9か年とします。

また、第5次総合計画前期基本計画の計画期間の最終年度に合わせ、平成32（2020）年度に中間見直しを行います。

■ 白井市地域福祉計画と第5次総合計画の計画期間

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)
第2次地域福祉計画		→								
					▲ 中間年で見直し					
第5次総合計画	基本構想	→								
	基本計画	前期基本計画				後期基本計画				



2 めざす姿

2-1 めざす姿

本計画でのめざす姿については、第1次計画の「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」が、今後も引き続きその実現を目指すべき目標像であることから、その考え方を踏襲することとし、この実現に向けて、市民・事業者・行政が連携・協力し、本計画を推進していきます。

〈めざす姿〉
ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち
〈計画愛称〉
しろい支え愛プラン

2-2 基本的な考え方

総合計画の基本理念（「安心」、「健康」、「快適」）を踏まえ、本計画の「めざす姿」を支える基本的な考え方は、次のとおりです。

なお、本計画は、健康・福祉分野の基幹計画として位置づけられることから、「めざす姿」は、本計画及び健康・福祉分野の各個別計画の実施により実現していきます。

ふれあい

本市の豊かな自然環境を生かし、人と自然、人と人がふれあうことで、「健康なまち」をつくっていくことをめざします。

育みあい

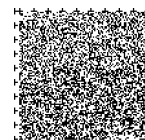
一人ひとりの市民が、自立した生活を営み、地域の担い手として育みあい、「快適なまち」をつくっていくことをめざします。

助けあい

多世代が交流し、地域で助けあう中で、自分らしい生活を実現・持続していける「安心なまち」をつくっていくことをめざします。

ともに生きる

市民・事業者・行政が連携・協力することで、支え合い、ともに生きる「快活なまち」をつくっていくことをめざします。



3 戦略プラン

戦略プランは、健康・福祉分野における戦略的に重要な方針であり、健康・福祉分野の各個別計画で横断的に連携しながら取り組むことで、市民・事業者・行政の協働により実現を図っていくものです。

健康・福祉の戦略プラン1 「ふれあう」

市民一人ひとりがふれあい、生きがいをもって生活するとともに、健康・福祉の拠点を活用する中で、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

1-1 生きがいづくり

健康寿命の延伸や介護予防、生活習慣の改善、乳幼児と高齢者とのふれあいなどを通じて、生きがいづくりを進めます。

1-2 健康・福祉の拠点 活用

市役所周辺をはじめ市内の医療・福祉施設などの拠点を、市民・事業者・専門家などが経験や知見などを蓄積していく場として活用していくことを進めます。

健康・福祉の戦略プラン2 「育みあう」

地域で信頼関係などを育みあい、居場所を形成するとともに、社会参加を促進する中で、地域で活躍しながら快適に暮らせるまちづくりを進めます。

2-1 居場所づくり

身近な地域で集う小さな拠点の形成や就労の場・学習の場などの居場所づくりを進めます。

2-2 社会参加の促進

ライフステージなどに応じて地域活動に取り組むなど、市民一人ひとりが地域で活躍できる役割を見だし、社会参加が促されるように進めます。

健康・福祉の戦略プラン3 「助けあう」

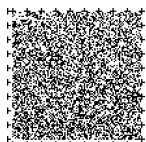
子どもから高齢者まで多様な世代が助けあい、日常的に交流するとともに、顔の見える関係を築く中で、災害時などにも安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3-1 交流づくり

各種のイベントや居場所・拠点など、さまざまな場面での出会いや知り合いが増えていく交流づくりを進めます。

3-2 災害時の対応

支援を必要とする人たちのプライバシーなどに配慮しつつ、災害時に必要な支援を受けながら避難し、安全を確保できるよう災害時の対応に向けた体制の整備を進めます。



4 基本方針／5 地域福祉に関する施策

基本方針は、「めざす姿」の実現に向けて、各個別計画で定められる施策を展開していく際の基軸となる考え方を示すものです。なお、地域福祉に関する施策については、本計画で掲載しています。

1 健康づくり

市民一人ひとりが、心身ともに健康で充実した生活を送ることを目指し、まち全体で健康づくりにつながるしくみや社会環境を整え、市民・地域・行政のみんなが互いに協力して健康づくりや、食育、歯科口腔保健の取り組みを推進し「健康寿命」を延ばします。

- (1)生活習慣の改善/(2)こころとからだの健康づくり/(3)健康を支え、守るための社会環境の整備
(4)食育の推進/(5)歯科口腔保健の推進

2 高齢者福祉

介護保険制度の改正に対応しながら、高齢者が必要な介護サービスの提供を受けられる体制を確保するとともに、要介護状態にならないための介護予防の充実を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で健やかに生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるしくみづくりを進めます。

- (1)地域包括ケアシステムの構築/(2)介護予防の充実/(3)地域での生活の継続/(4)持続可能なしくみづくり

3 障がい者福祉

障害者基本法の理念を基にしながら、障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域の実現をめざします。

- (1)地域での自立生活への支援の推進/(2)社会参加の支援・促進/(3)快適で人にやさしいまちづくりの推進

4 子育て支援

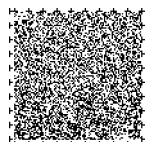
妊娠・出産から子育てまで切れ目のない子育て支援を充実させるとともに、子どもたちの安全確保、居場所づくり、障がいのある子どもやひとり親家庭などの子どもにあった配慮なども含めて、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことをめざします。

- (1)母子の健康の保持・増進/(2)地域における子育ての支援/(3)心身の健やかな成長への環境整備/
(4)職業生活と家庭生活との両立促進/(5)子どもの安全の確保/(6)きめ細やかな支援の取り組みの推進

5 地域福祉

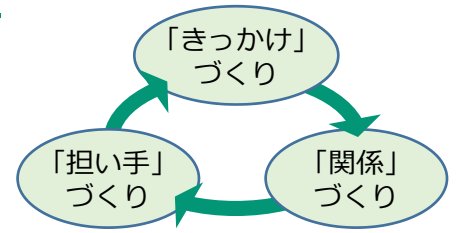
すべての市民が、地域社会を構成する一員として、ともに支えあう関係づくりを進めるとともに、福祉サービスを必要とする市民が適切なサービスを受けられるしくみづくりをめざします。

- (1)地域における福祉サービスの適切な利用の促進
①相談支援体制の整備/②わかりやすい福祉情報の提供・共有/③必要なサービスが提供されるしくみづくり
- (2)社会福祉事業の健全な発達の促進
①地域福祉サービスの参入促進/②福祉・保健・医療と生活関連分野との連携強化/③社会福祉協議会等との連携強化
- (3)地域福祉活動への市民参加の促進
①NPO 法人・ボランティア団体の活性化支援/②地域福祉を担う人材の育成・確保/
③地域福祉に関する協力連携の拡充
- (4)避難行動要支援者に対する支援
①避難行動要支援者の避難支援体制の確立/②避難行動要支援者情報の適切な活用/
③避難行動要支援者に対する実地避難訓練の実施
- (5)生活困窮者に対する支援
①生活困窮者の早期発見と早期支援の体制づくり/②自立支援対策の充実/
③子どもや若者に対する支援の充実



6 実現に向けて

市民・事業者・行政が協働して地域福祉を推進するにあたっては、現場での課題やニーズ等を踏まえ、右の3つを念頭に置いて取り組むものとし、これらの3つを相互に関連させ循環させながら、『地域福祉活動計画』と連携して計画の実現を図ります。



1 「きっかけ」づくり

すべての市民が地域コミュニティの一員として出会い参加する機会や場が身近な地域で形成され、地域福祉活動の多様なきっかけが生まれるように進めていきます。

(1) 地域で顔見知りを増やす

地域での知人や友人を増やすことで、人的なつながりが広く形成されるとともに、地域の課題の解決にもつながっていくように進めていきます。

- 例えば
- ご近所でのあいさつの励行
 - 高齢者世帯の買い物支援の実施
 - 子どもたちによるゴミだし

◆自分たちが地域でできることを考えてみましょう◆

(2) 気軽に相談できる環境をつくる

日常的に近隣の住民どうしで気軽に話し合える機会を生み出すことで、地域で孤立することなく支え合えるようなつながりをつくっていきます。

- 例えば
- 趣味などの小さな集まりの開催
 - 健康・福祉の施設などを紹介し合う
 - 市の相談事業などを紹介し合う

◆自分たちが地域でできることを考えてみましょう◆

(3) 参加のチャンネルを広げる

さまざまな機会を通じて多様な主体の交流を育むことで、地域福祉の活動領域の裾野が広がるように進めていきます。

- 例えば
- 地域福祉以外の活動の場への参加
 - ユニークな取り組みなどの紹介

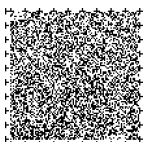
◆自分たちが地域でできることを考えてみましょう◆

2 「関係」づくり

市民どうしで支え合い、豊かに暮らしていける信頼や互助を育み維持していく関係が多層的に形成されるように進めていきます。

(1) 関係が生まれる機会をつくる

地域や活動を通じて出会った人どうしの間に楽しみながら信頼関係や協力関係が生まれるような機会を意識的に作り、地域での関係づくりを促します。



- 例えば
- 健診などでの母親どうしの出会い
 - 先輩シニアによる介護予防の勉強会
 - 子どもと高齢者との触れ合いづくり

◆自分たちが地域でできることを考えてみましょう◆

(2)関係を育む輪をつくる

信頼関係や協力関係の輪が広がり、さまざまな人と接するなかで地域の受容性も深まることで、関係が育まれ持続していくように進めていきます。

例えば

- 住宅・就労の紹介など自立のサポート
- 子どもたちへの学習支援
- 災害時に支援が必要な人へのサポート

◆自分たちが地域でできることを考えてみましょう◆

(3)地域どうしの関係をつくる

各地域の個性や長所を尊重し合い補完し合うなかで、地域どうしの信頼関係や協力関係へと発展していくように進めていきます。

例えば

- 近隣の自治会どうしが協力して行う活動
- 市民が集う場所の確保

◆自分たちが地域でできることを考えてみましょう◆

3「担い手」づくり

市民一人ひとりが地域で活躍し、コミュニティの大切な担い手として認め合い尊重されるなかで、担い手の裾野が広がり新たな担い手が育つように進めていきます。

(1)支え合いの意識を育てる

学習などを通じて、弱者へのサポートの仕方などを身に付け、地域には多様な人々が暮らしていることを学び、支え合いの意識が醸成されるように進めていきます。

例えば

- 学校の福祉教育
- 介護や障がい、社会的孤立などの学習
- 手話や点字等のコミュニケーション支援

◆自分たちが地域でできることを考えてみましょう◆

(2)多様な人々による取り組みをつくる

地域福祉の取り組みの「間口」を広げ、「敷居」を下げることでさまざまな人々の参加を促し、取り組みの幅とともに担い手の幅が広がるように進めていきます。

例えば

- 消防団や農家等と連携した人材発掘
- 地域福祉コーディネーターの育成

◆自分たちが地域でできることを考えてみましょう◆

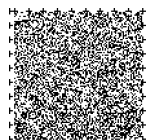
(3)励まし・応援する風土をつくる

子どもから高齢者まで地域での自分の役割(できること)を見出し、それに取り組む人々を励まし・応援していく地域づくりを進めていきます。

例えば

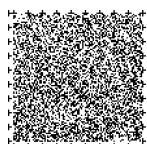
- 地域福祉活動に貢献した団体・個人の顕彰
- 市民活動団体等への助成
- 福祉に理解のある「人やさしい産業」の育成

◆自分たちが地域でできることを考えてみましょう◆



■ 計画の体系

- 本計画は、「めざす姿」の実現に向けて、次のような「戦略プラン」と「基本方針」、それらを推進するための「実現に向けて」で構成されています。
- 「実現に向けて」では、「地域福祉活動計画」と連携するとともに、健康・福祉分野の各個別計画を推進するにあたっての重要なポイントも示しています。



白井市地域福祉計画 しろい支え愛プラン 概要版 平成 29 (2017) 年 3 月

編集・発行 白井市 健康福祉部 社会福祉課

〒270-1492 千葉県白井市復 1123 電話：047-492-1111 (代表) FAX：047-492-3033